

鎌倉市生涯学習センターに関する指定管理者募集要項

1 目的

令和3年3月に策定した鎌倉市生涯学習プランでは、だれもが生涯にわたり、あらゆる機会、場所において学習することができる生涯学習社会の実現を目指し、市民が主体的に学びあう環境を整え、充実することで、多くの学習機会を生み、質の高い生涯学習を推進することを目指しています。

特に、新しい生活様式により、ICTを活用したオンライン化やリモートが急速に導入されるなど、今日的な課題に対応した学習活動の支援や、社会的要請に対応した多様な学習機会の提供が急務となっています。

市民の生涯学習の推進に資するための拠点である教育機関として設置した鎌倉市生涯学習センター（以下「学習センター」という。）の管理運営について、令和4年10月1日から、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理施設による管理運営とします。

学習センターの管理運営の充実を図り、市民サービスの向上等、良好な施設運営ができる事業者を指定管理者として募集します。

選定にあたっては、公募型プロポーザル方式とし、応募する法人等から具体的な企画提案をいただきます。本要項に基づく、創意工夫のある提案を期待しています。

2 指定管理施設の概要

名 称	位 置	備 考
鎌倉生涯学習センター	鎌倉市小町一丁目10番5号	単独施設
腰越学習センター	同 腰越864番地	複合施設
深沢学習センター	同 常盤111番地3	複合施設
大船学習センター	同 大船二丁目1番26号	複合施設
玉縄学習センター	同 岡本二丁目16番3号	複合施設
玉縄学習センター分室	同 台一丁目2番25号	複合施設

詳細は別紙指定管理施設の概要のとおり。

(1) 休館日

ア 毎月最終月曜日（12月にあっては、28日）

イ 12月29日から翌年の1月3日までの日

ただし、指定管理者が必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て休館日に開所し、又は臨時に休館日を定めることができます。

ウ 教育委員会から休館の指示があったとき。

(2) 開館時間等

午前9時から午後10時までとする。（令和4年10月1日より午後9時までに変更予定）

開館時間が午後9時までに変更になった場合、指定管理者が必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て開館時間を午後10時まで延長すること、又は臨時に変更することができます。

なお、延長利用の申請手続きは利用する日の属する月の3カ月前までに申請があったものに限ることとします。

3 応募に関する事項

(1) 募集要項等の配布について

配布期間	令和4年3月28日（月）から4月27日（水）まで
配布方法	市ホームページにて配布します（配布期間中24時間可）。 <u>URL: http://www.city.kamakura.kanagawa.jp</u> 窓口での配布は行いません。

(2) 応募受付

受付期間	令和4年4月25日（月）から27日（水）まで 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）
応募方法	「提出書類」を持参、提出 来所のみでの受付となります。郵便、Fax、メールによる受付は行いません。
受付場所	鎌倉市教育委員会教育文化財部生涯学習課生涯学習センター 鎌倉市小町一丁目10番5号 鎌倉生涯学習センター1階事務室

(3) 応募資格

次の要件をすべて満たしていること。

ア 法人格を持つ事業者または複数の法人等による共同事業体（以下「法人等」という。）

なお、複数の法人等による共同事業体の場合、代表する法人を定めるとともに、事業体の役割分担やリスク管理を明確に定めること。

イ 複数の法人等で応募する場合は、その構成員が他の複数の法人等による応募の構成員となっていないこと。

ウ 単独で申し込んだ法人等は、複数の法人等による応募の構成員になっていないこと。

エ 資格を必要とする業務を行う者は、構成員であること。

オ 社会教育法で定める公民館及びその類似施設（生涯学習センター等）の運営及び維持管理等の業務を申込み時において引き続き2年以上良好に運営していること。

(4) 法人等又はその代表者が次の事項全てに該当しないこと

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項の規定に抵触する者及び同条第2項の規定に基づく鎌倉市の入札参加制限を受けている者。

エ 諸税を滞納している団体等。

オ 鎌倉市暴力団排除条例に定める暴力団員及びその利益となる活動を行う者、又は暴力団経営支配法人等である者

カ 監督官庁より営業停止処分又は営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けてい

る者。

キ 鎌倉市入札指名停止等取扱基準の規定に基づく指名停止又は指名留保を受けている者。

ク 会社更生法（平成 14 年号外法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年号外法律第 225 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定、再生計画の認可の決定を受けた者を除く。）

ケ その他、法令等に違反している又は違反する恐れのある法人等に該当する者。

（５）提出書類

第 1 号様式（12 ページ）「指定管理者指定申請書」及び「添付書類」のとおり。

なお、提出期限後において、提出された書類の内容を変更することはできません。

また、提出書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

正本 1 部、副本（写し）10 部、A 4 ファイル（縦サイズ）に綴って提出するものとします。

なお、副本のうち 6 部については、名称・代表者氏名やロゴマーク、固有名詞等、応募者が特定できるような箇所は黒塗りにするなど、非開示の形で作成するものとします。（パンフレット等を含む。黒塗りした部分が透けて見えないよう、黒塗り後、さらにコピーするなどして作成するものとします。黒塗りされていない箇所が見受けられた場合や、黒塗りした部分が透けて見える場合等は、あらためて黒塗り作業を求める場合があります。）

<注意事項>

ア 市では、これまでの実績から指定管理料の上限額（予定金額）を算出しています。

予定金額を超えて指定管理料が提示された場合は、選定の対象とはなりません。

イ 収支予算書は、選定を行うために提示していただく金額であり、指定管理者として決定後の実際の委託料（指定管理料）は予算の範囲内で決定します。

ウ 施設管理料には、光熱水費、修繕料、電信料、設備保守点検等、施設の維持管理に係る経費を計上するものとします。

エ 申請書類は、理由の如何を問わず返却しません。

オ 市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求めることがあります。

カ 申請に関して必要となる費用は応募者の負担とします。

キ 申請書類の作成にあたっては、関係法令を遵守するものとします。

ク 申請書類の著作権は、申請者に帰属します。

なお、指定管理者の選定結果及び提案内容等を公表する場合、その他、市が必要と認めるときは、申請書類の内容を無償で使用できるものとします。

ケ 申請書類の提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出するものとします。

コ この募集要項の公開日以降、市が提供する機会等を除き、選定に係る市職員等に対して、本件提案に関する（質疑を含む。）接触はできません。已む得ない理由がある場合を除き、接触の事実が認められた場合には失格となる場合があります。

(6) 現地説明会及び質問・回答

現地説明会	<p>応募予定者を対象に、各施設の現地説明会を開催します。</p> <p>参加を希望する団体は、令和4年（2022年）3月31日（木）までに生涯学習センター担当に電子メールで申し込むものとします。</p> <p>gakushuc@city.kamakura.kanagawa.jp</p> <p>送信後、生涯学習センター担当に受信確認の電話をしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貴団体名 ・ 参加者氏名（2名まで） ・ 当日の連絡先
開催予定日	<p>令和4年4月5日（火）</p> <p>詳細な時間等は参加希望団体数により調整し、4月1日（金）までに電子メールにて連絡します。</p> <p>駐車場に限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。</p> <p>当日、募集要項等の配布は行いません。</p>
質問事項の受付	<p>令和4年4月6日（水）から4月8日（金）まで質問を受け付けます。</p> <p>電子メールでの受付とし、来庁及び電話等による口頭での質問を受け付けません。</p> <p>gakushuc@city.kamakura.kanagawa.jp</p> <p>送信後、生涯学習センター担当に受信確認の電話をください。</p>
質問事項の回答	<p>回答期日は、令和4年4月13日（水）。</p> <p>市のホームページにおいて回答書を公表します。</p> <p>回答書は、この募集要項及び仕様書と一体とし、同等の効力を有するものとします。</p>

施設名	所在地	最寄り駅
鎌倉生涯学習センター	鎌倉市小町一丁目10番5号	鎌倉駅東口（JR）
腰越学習センター	同 腰越864番地	西鎌倉（モノレール）
深沢学習センター	同 常盤111番地3	湘南深沢（モノレール）、 深沢小学校前（バス）
大船学習センター	同 大船二丁目1番26号	大船駅東口（JR）
玉縄学習センター	同 岡本二丁目16番3号	大船駅西口（JR）
玉縄学習センター分室	同 台一丁目2番25号	大船駅西口（JR）

(7) 選定委員会及びプレゼンテーション・ヒアリング

指定管理者の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用し、鎌倉市生涯学習センター指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、提出された申請書類、プレゼンテーション及びヒアリングの内容について、審査項目を設定し、別表の選定基準に基づき審査を行います。なお、最低基準は6割とします。

選定委員5人の委員の採点を総計し、最高点を獲得した団体を優先交渉権者とします。市は、優先交渉権者と協議成立後、指定管理者候補者と定め、市議会の議決を経て市長

が指定管理者を指定します。

なお、優先交渉権者と協議が成立しない場合は第2順位の交渉権者と、その後、第2順位交渉権者との協議が成立しない場合は、第3順位交渉権者と順次協議します。

なお、応募団体が1団体であっても選定委員会を開催し、指定管理者の候補者の適否について審査します。

日 時	令和4年5月14日（土） 午前9時30分から
場 所	鎌倉商工会議所 301号室
その他	<ul style="list-style-type: none">・申込み団体からのプレゼンテーション・ヒアリングは公開しますが、選定委員会の審議過程は非公開とします。・プレゼンテーションは15分以内、ヒアリング15分以内の計30分、出席者は3人までとします。・プレゼンテーションは、指定管理施設において業務を行う主たる担当者が行うものとします・プレゼンテーションのテーマ及び集合時間については、令和4年5月9日（月）までに応募者全員に連絡します。・当日、配布資料がある場合は、11部用意するものとします。・プレゼンテーションでは、プロジェクター等を用いる場合は、事前に電話連絡をお願いします。 電話：0467-25-2030 鎌倉市教育委員会 教育文化財部生涯学習課生涯学習センター担当

(8) 選定結果の通知・公表

ア 申込団体のすべてに、選定結果を令和4年5月下旬までに文書で通知します。

イ 選定結果は、市ホームページにて公表します。

(9) 指定管理者の指定

令和4年市議会6月定例会の議決後に、指定管理者に通知します。

4 指定管理者が行う主な業務内容

指定管理者は、次の業務を業務仕様書に基づき実施するものとします。

- (1) 生涯学習センターの維持管理に関する業務
- (2) 生涯学習センターの運営に関する業務
- (3) 施設の利用の承認等に関する業務
- (4) 生涯学習の推進に関する業務
- (5) 生涯学習センターが主催する講座等の企画及び実施に関する業務
- (6) その他、教育委員会が定める業務

5 指定期間（予定）

令和4年（2022年）10月1日から令和9年（2027年）9月30日まで（5年）

6 指定管理業務に関する経費

(1) 指定管理料に関する事項

ア 指定管理料

指定管理料は、施設の管理運営に要する経費から利用料金見込み収入額を差し引いた額を、会計年度ごとの予算の範囲内で支払うこととします。

指定管理者の自主事業に係る経費や収入は、指定管理料の積算に含めません。

イ 市が支払う指定管理料の総額（上限額）

指定管理期間中の指定管理料の総額は上限 849,257 千円以下とします。

別途、消費税額及び地方消費税額を加算して指定管理料を支払います。

ウ 支払い方法

指定管理料は、別途締結する協定に基づき、会計年度ごとに指定管理者に支払うものとしてします。

指定管理者として決定後の実際の指定管理料は、指定管理者が提案書において提案した額を基本に、予算の範囲内で年度ごとに締結する協定で決定します。

エ 指定管理料の積算基礎に含まれる経費

指定管理料の積算は、業務仕様書に基づき、人件費、物件費（消耗品費、光熱水費、修繕料、電信料、備品購入費、施設賠償責任保険等保険料、設備保守点検・維持管理費用等）、事務費等、指定管理業務の実施に必要となる経費から利用料金見込み収入額を差し引いた額を計上し、提案してください。

オ 個別経費の取り扱い

(ア) 生涯学習推進委員会が企画・運営する講座等に係る経費は指定管理料に含みます。

(イ) 開館時間を変更した場合において、21 時から 22 時まで集会室等の延長利用の際に係る経費については、行政センターの保安警備業務の延長に係る経費を含め、指定管理料に含みます。

(ウ) 行政センターと複合施設の学習センターについては、延べ床面積を基に按分した、光熱水費相当額を毎月市に支払うものとしてします。

(エ) 施設修繕については、50 万以上の老朽劣化による修繕は市が負担します。

カ 指定管理料の精算

指定管理者が基準どおりに確実に指定管理業務を実施する中で、利用料金収入や事業収入の増加など、経費の節減など指定管理者の経営努力による剰余金については、原則として精算による返還を求めません。

また、利用料金相当額等が減収した場合、原則として、指定管理料による補填は行いません。

(2) 利用料金制に関すること

ア 利用料金制度の導入

本施設の利用に係る料金については指定管理者の収入とします。

イ 利用料金の額

利用料金の額は学習センター条例に定める範囲内（消費税等含む）において指定管理者が市長の承認を得て定めるものとしてします。

なお、学習センター条例は令和 4 年 10 月 1 日付けで改正する予定です。

ウ 利用料金の減免

学習センター条例の規定により、指定管理者は市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができるものとします。

エ 利用料の引渡し

指定期間外の利用に係る利用料金及び市が指定管理者へ支出した減免相当額を収受した場合は、明確に区分してこれを管理し、市又は次期指定管理者に引き継ぐものとします。

(3) 会計の独立性について

指定管理業務の会計は、原則として法人等による他の事業とは別に独立した口座で行う等、指定管理料に関わる入出金情報を明確にするものとします。

7 指定管理業務に関する協定の締結

指定管理者の指定後、市と指定管理者は、指定管理業務に関し協定を締結します。

8 管理の基準

(1) 関係法令等遵守

業務の遂行にあたっては、関連する法令等を十分に理解し、遵守することとします。

ア 地方自治法

イ 社会教育法

ウ 鎌倉市生涯学習センター条例

エ 鎌倉市生涯学習センター条例施行規則

オ 鎌倉市生涯学習センターに関して市が定める要綱・要領等

カ 鎌倉市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する規則

キ その他業務遂行に関する法令等

(2) 業務の一括委託の禁止

指定管理者は、業務を一括して第三者に委託又は請け負わせることはできません。

ただし、業務の一部について、あらかじめ教育委員会が認めた場合はその限りではありません。

(3) 個人情報の保護・守秘義務

ア 業務の遂行上、個人情報を取り扱う場合は、漏洩、滅失及び毀損の防止、その他個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するために必要な措置を講じるものとします。

イ 指定管理業務の遂行により知り得た個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止、並びに本人からの開示の申出、苦情及び異議の申出への適切かつ迅速な対応その他個人情報の適正な管理を確保するため、市の個人情報保護条例の趣旨に沿った取扱規定等を作成し、公表するものとします。

ウ 業務上知り得た情報を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用することはできません。指定管理期間が終了した後も同様とします。

(4) 情報公開について

指定管理者が指定管理業務を行うにあたり作成し、又は取得した文書等で指定管理者が管理しているものの公開については、市の情報公開条例の趣旨に沿った取扱規定等を作成し、公表するものとし、適正な情報公開に努めてください。

情報の公開に当たって、文書等写しの交付を行う場合で、当該写しの交付に要する費用の負担を公開の申出者に求めるときは、その旨を取扱規定等に定めるものとします。

(5) 文書の管理・保存

指定管理者が指定管理業務等に伴い作成し、又は受領する文書等は、鎌倉市行政文書管理規則(平成14年3月8日規則第20号)の規定に準じて、適正に管理・保存することとします。また、指定期間終了時に、教育委員会の指示に従って引渡すこととします。

(6) 環境への配慮

指定管理者は、管理業務の実施において物品等を調達する場合は、市が定める「鎌倉市グリーン購入等基本方針」に基づき環境物品等の調達に努める等、環境に配慮した取組を行うものとします。

(7) 事業計画書及び収支計画書の提出

次年度の事業計画書及び収支計画書について、市と協議・調整を図った上で作成し、提出するものとします。

(8) 事業報告書等の提出

指定管理業務全般に係る事業報告書・業務評価・経理に関する書類を作成し、提出するものとします。

(9) 緊急時の対応

指定管理者は、指定期間中、管理業務の実施に関連して事故、災害その他の緊急事態が発生した場合に備えるものとします。

(10) その他

管理の基準に関する細目は、別途、市と指定管理者の間で締結する協定で定めるものとします。

9 その他

(1) 実施状況の把握と反映

指定管理者は、利用者に意見を聴取し、利用者の満足度、提供事業の満足度、施設の管理上の指摘などについてアンケート調査を実施し、その結果及び業務改善への反映状況を市に報告するものとします。

市は、事業報告書の結果等を考慮した上で、指定管理者の業務が一定水準を満たしていないと判断した場合、業務の改善等必要な指示を行い、改善が見られない場合は、指定を取り消すことがあります。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、外部評価委員による点検及び評価を毎年度実施し、その結果に関する報告書を市議会に提出するとともに、広く公表しています。外部評価の実施においては、指定管理者は協力するものとします。

(2) 事業の継続が困難となった場合の措置

ア 指定管理者の責に帰すべき事由による場合

指定管理者の責に帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、速やかに市に報告するものとします。市は、指定管理者に対して改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提示を求めることができます。この場合、指定管理者がその期間内に改善することができなかつた場合には、指定管理者の指定の取り消し又は業務の全部又は一部の停止を命じることができるものとします。

イ 指定が取り消された場合等の賠償

指定管理者の指定が取り消され、又は業務の全部若しくは一部が停止された場合には、指定管理者は市に生じた損害を賠償することになります。

ウ 不可抗力

不可抗力その他市又は指定管理者の責に帰することができない事由により、業務の継続が困難となった場合、市と指定管理者は、業務継続の可否等について協議を行い、継続が困難と判断した場合、市は指定管理者の取り消し又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。

(3) 業務の引継ぎについて

指定管理終了又は指定の取消し等により、市又は次期指定管理者へ業務を引き継ぐ場合は円滑な引継ぎを実施するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとします。

また、引継ぎに際し、必要となる手続きや資料等に要する費用も全て負担するものとします。

(4) 原状回復について

指定管理者は、指定管理期間が満了するとき（継続して指定管理者に指定されたときを除く。）又は指定が取り消されたときは、速やかに原状回復をして施設、設備、備品、管理に必要なデータ等を引渡すものとします。

(5) 職員について

現在、学習センター各施設に勤務する職員の雇用に努めるものとします。

(6) その他協議すべき事項

協定書に定めのない事項及び疑義がある場合は、市及び指定管理者双方が誠意をもって協議するものとします。

10 問い合わせ先

応募や募集要項に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

鎌倉市教育委員会教育文化財部生涯学習課生涯学習センター担当

〒248-0006 鎌倉市小町一丁目 10 番 5 号（鎌倉生涯学習センター）

電話番号 0467-23-3000（内線 2379）

0467-25-2030（直通）

電子メール gakushuc@city.kamakura.kanagawa.jp

別表 選定基準

選定及び配点基準は次のとおりとします。

条例の基準	評価項目	評価の視点	評価	
			満点	得点
市民の平等な利用が確保されること	管理運営の基本方針について	指定管理施設の設置目的、管理基準を理解し、年齢、障害の有無に関わらず 利用者の平等な利用が確保できるか。	10	
	情報管理について	個人情報保護と情報公開の適切な取り扱いができるか。	10	
施設の適切な管理ができること	公の施設を管理する団体としての妥当性について	社会教育事業の実績があり、事業主体として妥当であるか。	10	
	施設設備・警備体制について	施設設備の点検、管理及び警備体制が妥当となっているか。	10	
	ロビー等の空間演出について	施設特性を踏まえた、利用者ニーズに応じた空間演出がなされているか。	10	
	管理運営の執行体制について	本部と現地の責任体制はとれているか。	10	
	モニタリングに関して	利用者や地域の声を的確に把握し、事業に反映できる計画となっているか。	10	
	要望・苦情等への対応について	利用者等の要望・苦情の解決を図れるか。複合施設内における施設管理者との調整等、責任者が明らかであるか。	20	
	危機管理体制について	災害・業務管理上の事故防止、防犯、感染症等への対策に関する考え方や取り組みが十分であるか。	20	
指定管理業務について有するものを従事せることができること	講座の開設について	鎌倉市生涯学習プラン等、市の施策に則り、質の高い生涯学習を推進する講座の計画、企画、運営ができるか。	20	
	誰もが学ぶことができる機会等の提供について	SDGs 目標4「質の高い教育をみんなに」の達成目標の達成に向けた展望、視点などを有しているか。環境、人権、貧困、安全、防災といった生命や生活を守るなど、「命を守る」生涯教育・社会教育の視点、今日的な課題、社会的要請の視点を有しているか。	20	
	多様な学習機会、情報発信の提供について	ICTを活用した「オンラインによる学び」と「対面による学び」を効果的に組み合わせるなど、多様な学びの機会、情報発信の提供ができるか。	20	

指定管理業務について相当の知識及び経験を有するものを従事させることができること	地域活動・社会参画の促進について	学習成果を生かした活動の場や、多様な世代の交流に向けた視点を有しているか。	20	
	若年・現役世代が利用しやすい場の提供について	若年世代等を対象とした学びの提供、気軽に利用できるフリースペースの提供等の工夫を有しているか。	10	
	スタッフの配置に関して	配置するスタッフについて、経験、長期雇用、定着を考え、人数や適切な体制がとられているか。ホール、ギャラリーを含めた施設利用等、利用者の相談等に適切に対応できるか。	10	
		社会教育主事等、社会教育やデジタルリテラシー等に精通した職員を配置するとともに、施設運営に必要な研修を受講させるなど、職員の資質向上に努めているか。	20	
安定した経営基盤を有し、管理経費の削減が図られていること	経営状態及び経営状況に関して	指定管理業務を遂行できる財政状態の健全性を有しているか。	20	
	事業の継続性・安定性について	指定期間内に安定的に事業を継続できる財務体質を有しているか。	20	
	経費の適正性に関して	利用料等の徴収並びに支出について適切かつ効果的・効率的に行う方策が示されているか。	10	
合 計 点			280	

第1号様式

指定管理者指定申請書

年 月 日	
(宛先) 鎌倉市長	
所在地 _____	
申請団体	名称 _____
代表者氏名 _____	
電話番号 () _____	
指定管理者の指定を受けたいので、次のとおり申請します。	
指定を受けようとする公の施設の名称	鎌倉市生涯学習センター
添付書類	<input type="checkbox"/> 定款、寄付行為、会則その他これらに類する書類 <input type="checkbox"/> 事業年度の過去3年間の収支決算書及び貸借対照表等、財務状況を説明する書類 <input type="checkbox"/> 事業計画書 <input type="checkbox"/> 収支予算書 <input type="checkbox"/> 活動実績を記載した書類 <input type="checkbox"/> 法人等の概要説明書（パンフレット等） <input type="checkbox"/> 登記事項証明書（申請日3ヶ月以内に交付されたもの） <input type="checkbox"/> 理事・評議員又は役員の名簿及び賞罰の有無 <input type="checkbox"/> 監査結果資料（内部監査・外部監査） <input type="checkbox"/> 賦課徴収情報の調査承諾書 <input type="checkbox"/> 類似施設の管理運営実績を記した書類 <p style="margin-left: 20px;">【グループ応募の場合】</p> <input type="checkbox"/> グループ結成に係る協定書又はこれに相当する書類 <input type="checkbox"/> 共同事業体連絡先一覧 <input type="checkbox"/> 委任状（グループの代表者を受任者として市長宛として提出）

参考書式1

事業計画書

鎌倉市生涯学習センター事業計画書

法人等名称

<p>1 管理運営体制 (別紙可)</p>	<p>(1) 職員配置体制 (組織図等)</p> <p>(2) 配置スタッフ 総数 () 名 常勤 () 名 非常勤 () 名 その他 () 名 ※スタッフの資格、経験等</p> <p>(3) 配置計画 (勤務ローテーション等)</p> <p>(4) 研修計画等</p>
<p>2 事業計画案 (別紙可)</p>	<p>(1) 鎌倉生涯学習センターの利用に関する業務</p> <p>(2) 腰越・深沢・大船・玉縄/玉縄分室の利用に関する業務</p> <p>(3) 学習センター事業の企画及び実施に関する業務</p>
<p>3 その他 (上記で表現できないことなどありましたら記載するものとします)</p>	

参考書式2

収支予算書

令和（ ）年度 収支予算書

法人等名称

収 入	
指定管理委託料	
使用料収入	
その他	
収入計 A	

支 出	
人件費	
事務費	
保険料	
施設管理料	
支出計 B	

収支 A－B

参考書式3

役員等名簿

法人等名称

役職名	氏名	住所	賞罰の有無

参考書式4

賦課徴収情報の調査承諾書

令和 年 月 日

事業所所在地.....

会社名.....

代表者名.....

下記、指定管理者の選定及び指定事務に必要な私の市税等に関する賦課徴収情報の調査を承諾します。

事務の内容	鎌倉市生涯学習センターにおける指定管理者の選定及び指定に関する事務
-------	-----------------------------------